

- 現場代理人の常駐義務免除に関する協議書
- 主任（監理）技術者の専任義務免除に関する協議書

【常駐（又は専任）義務緩和措置対象工事】

協議年月日	令和 年 月 日
受注者	
工事名	
工事場所	
請負代金額	
工期	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
現場代理人氏名	
主任（監理）技術者氏名	

【協議内容】

次の理由により、上記現場代理人(又は主任（監理）技術者)の工事現場への常駐(又は専任)を免除とする。

- 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されていない。
- 工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している。
- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われている。
- その他、工事現場において作業等が行われていない。

常駐（又は専任）免除期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

工事担当課			現場代理人	主任（監理）技術者
課長・課長主幹	課長補佐・室長・主幹・係長・主査	係		

※この協議により現場代理人又は主任（監理）技術者の常駐（又は専任）の義務を免除された者であっても常駐や専任を要する他の工事等への配置はできません。

※この協議書に必要事項を記入・押印の上、監督員に2部提出してください。